

甲州市農業委員会事務局

第2号

発行日:令和6年10月10日

所在地:甲州市塩山上於曽1085-1

(本庁舎2階10番窓口)

T E L: 0553-32-5092

- 1. 相続登記の義務化に関すること
- 2. 農地利用状況調査に関すること
- 3. 農地を取得する際の 下限面積要件に関すること
- 4. 2024年産果実の収穫も終盤
- 5. 農業委員会活動の動き
- 6. その他

甲州市農業委員会だより

1. 相続登記の義務化に関すること

2024年4月 I 日より相続等によって不動産を取得した相続人は、所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないと義務付けられました。

農地の権利を取得した場合については、市農業委員会に名義人変更の届出を行う必要があります。兎角、農地の名義人変更については、 手続きを失念するケースが見受けられますので、ご注意ください。

2. 農地利用状況調査に関すること

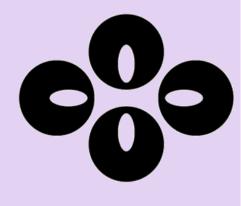
本市農業委員会では、毎年秋に、農業委員及び農地利用最適化推進 委員により市内全域において農地の利用状況調査を実施し、年々の利 用実態を掴んでいます。

令和5年度における遊休農地の実態については、中山間地域を中心 に約245haの遊休農地が確認されています。

年々、遊休農地は漸増しています。高齢等を理由にやむを得ず農地 を手放さなければならない際には、農地を耕作できる状態で新たな担 い手に引き継ぐことが大切です。農地が何年も耕作されず遊休化して いく背景に、農地は先代より代々受け継いできた財産との認識がある ものと思います。

令和6年度の標記調査については、9月 | 日~ | 1月 | 5日までの間、 市内全域で実施されます。農地の利用実態を網羅的に把握する重要な 調査となります。市民の皆様のご理解をお願いいたします。





3. 農地を取得する際の

下限面積要件の撤廃に関すること

農地法第3条により農地を取得(権利移動)する際、農地の受け手に求められる必要な要件のひとつに下限面積要件がありました。

その要件とは、農地の権利を取得する者(世帯員含む)が既に所有 (貸借及び市外耕作地含む)している農地面積と今回譲り受ける農地 面積との合計が、塩山・勝沼地域は50a(5,000㎡)以上、大和地域 は30a(3,000㎡)以上であることです。

しかし、農地法の一部改正(主たる理由:多様な人材の農業参入への後押し)に伴い、令和5年3月31日をもって当該要件は撤廃され、 農地を所有していない方でも農地の権利取得が可能となりました。

この方針を受け、市農業委員会では独自の取り組みとして、従来の様式に、農地の受け手が耕作を目的に営農を行うこと。また、やむを得ない場合を除き、当該農地の転用及び他者への売却は行わないことを約束する「確認書」を添付する対応を取ることにいたしました。

令和5年度の農地法第3条申請における受理・許可件数は116件、 そのうち農地を所有していない方の割合は約13%でした。

現状、経営拡大を目的に生産面積を増やしたい農業者は一定数存在します。野菜や米と違い、果樹は作業の機械化が難しく、個人農業者が規模拡大していくには限界があります。今回の下限面積要件の撤廃が甲州市で新しく農業を始めたい人への一助になることを期待したいところです。

4. 2024年産果実の収穫も終盤

一足先に収穫を終えたモモを横目にブドウの収穫も終盤を迎えよう としています。

出来栄えを総括するには少し早いですが、市内農業者の皆様にとって2024年産果実の出来はどんなものであったでしょうか。

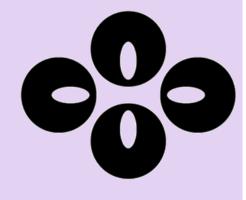
当年は生育期において、 I 日の降雨量が50mmを超える日や連続降雨が幾度とありました。特筆なのは、夏場の高温です。関東甲信地方は7月18日に梅雨明けとなりましたが、その後の猛暑は常態化しつつあり、年々栽培が難しくなっています。

地球温暖化に起因する気象環境の変化は果実の出来を左右する重要な問題です。やるべき時期にやるべき作業を確実に行うことは基本中の 基本ですが、病害の発生しやすい環境条件の排除を徹底することへの 対応が一層強く求められそうです。

- 1. 相続登記の義務化に関すること
- 2. 農地利用状況調査に関すること
- 3. 農地を取得する際の

下限面積要件に関すること

- 4. 2024年産果実の収穫も終盤
- 5. 農業委員会活動の動き
- 6. その他



5. 農業委員会活動の動き

(令和6年10・11・12月)

- ・定例総会(10月25日・11月29日・12月25日)
- ・農地利用状況調査(11月15日迄・市内全域)
- ・山梨県農業委員・農地利用最適化推進委員農政推進大会(11月14日)
- ・市農業委員会視察研修(長野方面・11月18日)
- ・各委員の最適化活動 (随時)

6. その他(農政に関する事)

・せたがやふるさと区民まつりにて、すももと桃をPR

甲州市農業振興協議会は令和6年8月3日、4日の両日、東京都世田谷 区馬事公苑で開催された「せたがやふるさと区民まつり」に出店しました。

甲州市ブースでは、すもも(貴陽)と桃(なつっこ)を試食販売しましたが、来場者の皆様から非常に好評をいただき、2日間ともに想定を上回るペースで完売となりました。



・市産果実の消費拡大に向けた鈴木市長のトップセールス

令和6年8月23日から25日にかけて、JAフルーツ山梨とともに台湾トップセールスを行いました。

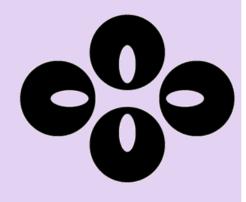
台湾市場では日本産果実の人気度が非常に高く、スーパー等にも様々な果物が並んでおりました。

本市の果物、とりわけ年々生産量が増加しているシャインマスカットについては、品質の高さは認められているものの、プロモーションを展開する余地は大きくあり、今後も県や国とともに体制を整えていく必要があります。

- 1. 相続登記の義務化に関すること
- 2. 農地利用状況調査に関すること
- 3. 農地を取得する際の

下限面積要件に関すること

- 4. 2024年産果実の収穫も終盤
- 5. 農業委員会活動の動き
- 6. その他



・峡東地域世界農業遺産フェスティバル(9月22日)

9月22日に笛吹みんなの広場にて、「ワインと音楽と食で愉しむ」を テーマにした世界農業遺産フェスティバルが開催されました。

マルシェやキッチンカー、ワインブースなどの様々な催しを用意した ところ、県内外から多くの方にご来場いただきました。このイベントを 通して峡東地域の魅力を多くの方にお伝えすることができました。



- ・ブドウサミット(10月11日)
 - → 詳しくはこちらをクリック (甲州市HP)

- I. 相続登記の義務化に関すること
- 2. 農地利用状況調査に関すること
- 3. 農地を取得する際の

下限面積要件に関すること

- 4. 2024年産果実の収穫も終盤
- 5. 農業委員会活動の動き
- 6. その他